

愛媛県報

発行 愛媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年 5 月30日木曜日 第1359号外 3

◇ 目 次 ◇
規 則

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則............ 1

告 示

愛媛県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資 材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針......8

規 則

○愛媛県規則第46号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則を次のように定める。

平成14年5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細 則

(趣旨)

 \bigcirc

 \bigcirc

第1条 この規則は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年 ===

交通省 令第1号)、解体工事業に係る登録等に関する省令

(平成13年国土交通省令第92号。以下「登録省令」という。)及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号。以下「分別解体等省令」という。)に定めるもののほか、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(身分証明書)

第2条 法第37条第2項及び第43条第2項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第1号)によるものとする

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる 書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1	法第27条第1項の届出	解体工事業廃業等届出書(
		様式第2号)
2	登録省令第1条の通知	建設業の許可を受けた旨の
		通知書(樣式第3号)

(解体工事業者登録簿の閲覧)

第4条 法第26条の規定により解体工事業者登録簿(以下「登録簿」という。)を閲覧に供するため、別表に掲げる場所に解体工事業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。

)を置く。

- 2 愛媛県土木部土木管理課内に置く閲覧所にあってはすべての登録簿の正本を、愛媛県地方局建設部及び土木事務所に置く閲覧所にあっては当該地方局建設部又は土木事務所が管轄する区域内に主たる事務所を有する解体工事業者(法第2条第12項に規定する解体工事業者をいう。以下同じ。)に係る登録簿の副本を備えるものとする。
- 3 閲覧所の休業日は、愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に規定する県の休日とする。
- 4 閲覧所における閲覧時間は、県の執務時間とする。
- 5 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある解体工事業者登録簿閲覧申込書(様式第4号)に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。
- 6 前項の規定により閲覧の承認を受けた者(以下「閲覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 登録簿は、所定の場所で閲覧し、外へ持ち出さないこと。
 - (2) 登録簿をき損し、若しくは汚損し、又はこれに加筆しないこと。
 - (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。
 - (4) 登録簿の閲覧を終わったときは、確実に係員に返還すること。
 - (5) その他係員の指示に従うこと。
- 7 知事は、閲覧者が前項の規定に違反した場合又はそのお それがある場合には、その閲覧を禁止することがある。 (書類の経由及び提出部数)
- 第5条 法第3章及び分別解体等省令の規定により知事に提出する書類にあっては法第9条第1項に規定する対象建設工事の実施に係る区域を管轄する地方局の長を、法第5章、登録省令及びこの規則の規定により、県内に主たる事務所を有する解体工事業者が知事に提出する書類にあってはその写しを添え、その主たる事務所の所在地を管轄する地方局の長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

- 1 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県土木部土木管理課内
 2 伊予三島市宮川四丁目 6 番53号 愛媛県西条地方局伊予三島土木事務所内
 3 西条市喜多川796番地 1 愛媛県西条地方局建設部内
- 4 周桑郡丹原町大字池田1611番地 愛媛県西条地方局丹原土木事務所内
- 5 今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県今治地方局建設部内

愛

媛

- 6 松山市北持田町132番地 愛媛県松山地方局建設部内
- 7 上浮穴郡久万町大字久万町571番地 1 愛媛県松山地方局久万土木事務所内
- 8 伊予市米湊269番地1愛媛県松山地方局伊予土木事務所内
- 9 大洲市田口甲425番地 1 愛媛県八幡浜地方局大洲土木事務所内
- 10 八幡浜市北浜一丁目 3番37号 愛媛県八幡浜地方局建設部内
- 11 東宇和郡宇和町大字卯之町四丁目445番地 愛媛県八幡浜地方局宇和土木事務所内
- 12 宇和島市天神町7番1号 愛媛県宇和島地方局建設部内
- 13 南宇和郡御荘町平城3048番地 愛媛県宇和島地方局御荘土木事務所内

樣式第1号(第2条関係) 身分証明書

様式第1号(その1)

(表)

身 分 証 明 書

第 号

所属积分

年 月 日生

上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第37条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

愛媛県知事

ÉП

(裏)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(抜粋)

(報告及び検査)

- 第37条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内で解体工事業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務又は工事施工の状況につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者 の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第7章 罰則

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1)~(4) 省略
- (5) 第37条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (6) 省略

様式第1号(その2)

(表)

身 分 証 明 書

묵 第

所 属 職 名 氏 名

> 年 月 日生

上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第 104 号) 第43条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。

> 年 月 \Box

> > 愛媛県知事

印

(裏)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(抜粋)

(立入検査)

- 第43条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再 資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところに より、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者
- に提示しなければならない。
- 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈し てはならない。

第7章

- 第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 - (1)~(5) 省略
 - (6) 第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(抜粋)

(立入検査) 第7条 都道府県知事は、法第43条第1項の規定により、その職員に、対象建設工事に より生じた特定建設資材廃棄物その他の物、特定建設資材に係る分別解体等又は特定 建設資材廃棄物の再資源化等をするための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類 を検査させることができる。

樣式第2号(第3条関係) 解体工事業廃業等届出書

解体工事業廃業等届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所

届出者

氏名

	ふりがな
解体工事業者の	
商号、名称又は氏名	
解体工事業の登録番号	愛媛県知事(登)第号
廃業等の年月日	年 月 日
	法第27条第1項第1号該当
	法第27条第1項第2号該当
廃 業 等 の 理 由	法第27条第1項第3号該当
	法第27条第1項第4号該当
	法第27条第1項第5号該当

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 のある欄は、該当する の中にレ印を記入すること。
 - 3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第27条第1項 第1号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、そのことを証する書面を添 付すること。

様式第3号(第3条関係) 建設業の許可を受けた旨の通知書

建設業の許可を受けた旨の通知書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所(法人にあっては、主 たる事務所の所在地)

通知者

氏名(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)

	ふりがな		
解体工事業者の			
商号、名称又は氏名			
解体工事業の登録番号	愛媛県知事(登)第	号
建 設 業 の 許 可 番 号	大臣 般 知事 特	第	号
建設業の許可年月日		年 月	日

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 不要の文字は、抹消すること。

樣式第4号(第4条関係) 解体工事業者登録簿閲覧申込書

解体工事業者登録簿閲覧申	込 書		
	年 月	I	
愛媛県知事 殿			
住所			
申込者 氏名			
電話番号()			
解体工事業者の商号、名称又は氏名			
愛媛県収入証紙ちょう付欄(消印は、しないこと。)		件数	
	担当者		
	記入欄(申込		211
	者は、記入し	確認印	件
	ないこ と。)		

告 示

○愛媛県告示第1084号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年 法律第104号)第4条第1項の規定に基づき、愛媛県におけ る特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の促進等の実施に関する指針を次のとおり定めた

平成14年5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

(「次のとおり」は、省略し、愛媛県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針は、愛媛県庁及び各地方局に備え置いて縦覧に供する。)